在中国 EU 商工会議所、2023/2024 版のポジションペーパーを発表

2023 年 9 月 22 日
JETRO 香港事務所

2023 年 9 月 20 日、在中国欧州連合商工会議所[1]（The European Union Chamber of Commerce in China）が、「**中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー 2023/2024**」（European Business in China Position Paper 2023/2024 (Position Paper)[2]）を発表した。

本ポジションペーパーでは合計で 1058 の提言がなされているところ、知財関連については、知的財産権ワーキンググループのポジションペーパー[3]において、以下の提言がなされている。

1. 特許（発明専利）について

- ✓ 外国出願人の平均審査期間とオフィスアクション回数を中国出願人と同等となるよう、外国出願人の特許出願プロセスを見直すこと。
- ✓ 特許審査及び無効審判手続において、より適切な「自明性」（日本でいう進歩性）の基準を適用し、中国特許出願と外国特許出願の間の整合性を確保すること。
- ✓ 専利法実施細則及び専利審査指南を経過措置とともに早期公布すること。

2. 商標について

- ✓ （商標法改正案の商標使用の定期的検証に替えて）商標登録から 3 年以上経過した場合、異議申立、無効審判、民事訴訟において被告が商標権者に商標の使用に関する証拠の提出を要求できるよう、商標法に規定を設ける。
- ✓ 商標登録を拒絶する主な理由が記述性又は識別性の欠如である場合、第 10 条第 1 項第 7 号の代わりに第 11 条を登録拒絶の根拠として引用する。

---

[1] 中国における欧州企業の声を代弁する存在として 2000 年に設立された非営利団体。現在、中国本土の北京や上海等 9 都市に支部を置き、1700 以上の会員企業等を擁する。毎年同時期にポジションペーパーを発行。昨年のものについては以下を参照。
JETRO レポート「在中国 EU 商工会議所、「中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー」を発表」（2022 年 9 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20220930.pdf

[2] ［原文 URL］https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-position-paper

[3] ［原文 URL］※英語版と中国語版あり
https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1141/Intellectual_Property_Rights_Working_Group_Position_Paper_2023_2024

- ✓ 商標法改正において、3 年以上登録された先行商標が存在することを理由に商標出願が拒絶された場合、拒絶査定不服審判を請求する商標出願人は、引用商標の所有者に使用に関する証拠の提出を求めることができると規定すること。
- ✓ 商標法の改正において、先行商標の存在により商標出願が拒絶された場合、新たな商標の出願人が先行商標の所有者に対して提起した全ての紛争は、商標出願拒絶の復審と同時に審理されることを規定すること。
- ✓ 商標が悪意を理由に無効とされた場合、裁判所がその商標の所有者に対して無効申請人が負担した訴訟費用の支払いを命じる権限を有すると規定すること。
- ✓ 共存を認める先行商標権者の同意書を受理すること。

3. 法律へのアクセスについて

- ✓ 実用新案（実用新型専利）および意匠（外観専利）について、中国国家知識産権局（CNIPA）が作成した最初の不利な専利権評価報告書の結果に対して専利権者が異議申立を行うことができる復審または上訴制度を採用すること。
- ✓ 原告が請求する損害賠償額に関係なく、法律で規定された範囲内で、事案の状況に応じて、法院が懲罰的損害賠償額を裁定する完全な裁量を認めること。
- ✓ 専利案件の法院と行政の判決を全面的に開示することにより、専利制度の公開性と透明性を向上すること。
- ✓ 人民法院が登録商標に対して提起された訴訟を受理し、係争商標が無効と宣告されるまで審理を一時停止できるようにすること。

4. オンラインでの知財保護について

- ✓ インターネットプラットフォーム企業に対する規制を強化し、インターネット上の模倣品広告及び新たな形態の模倣品販売に対する監督を強化すること。

5. 営業秘密について

- ✓ 営業秘密の執行に関連する行政・刑事事件要件の詳細基準に関する指針を提供し、営業秘密所有者の国籍に関係なく、行政・刑事事件を受理すること。
- ✓ 営業秘密侵害を証明するための形式要件と「一応の証拠」（Prima Facie Evidence）の基準を明確化すること。
- ✓ 技術的特徴が所有者の営業秘密か営業秘密かを判断する基準を策定すること。

（以上）